

## 特別簡易課税制度の導入（2023年度税制改正）

2023年度税制改正により、インボイス導入から3年間に限り、簡易課税制度の特例が創設されることになりました。

具体的には、どのような業種であっても簡易課税制度における小売業者と同率のみなし仕入れ率とすることができる（売上に対する消費税の2割を納付すればOKとする）制度です。

したがって、小売業よりもみなし仕入れ率が低い不動産業を営んでいる不動産オーナーは当該特例を適用した方が有利となる可能性があります。

なお、**当該特例はインボイス登録により課税事業者となる者に限られているため、課税売上高が1,000万円以下の事業者のみ適用可能**です。

卸売業	小売業等	製造業等	サービス業等	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

## インボイス開始と特別簡易課税制度

### ついにインボイス制度開始

いよいよ来月から消費税インボイス制度が開始されます。インボイス反対運動も盛んに行われていました（私も反対派です）が残念ながら政府を動かすまでには至らなかったようです。消費税自体が複雑かつ大企業を優遇する矛盾した制度である上に、インボイス反対派の声を押し切るため政府は様々な負担軽減措置を導入し、大半が経過措置（＝時限立法）であるため特にこれから数年間消費税はまさに複雑怪奇な制度となります（18/8、21/10、22/9も参照）。

その中で、今回ご紹介する制度は昨年度税制改正で新たに導入された「**特別簡易課税制度**」です。**2割特例などとも呼ばれます**。簡易課税制度とは、本来の「預かった消費税△支払った消費税＝納付税額」という計算を行わずに課税売上高から直接納付する消費税額を計算してしまうという制度です。本来は経費の消費税を集計しなければならず大変なので、一定規模以下の事業者については

### 消費税は複雑怪奇に…

売上高から業種に応じた一定率を乗じた金額を支払った消費税とみなしていいよというものでこれは前からあるのですが、今回は**インボイス登録により課税事業者となってしまうさらに小規模な人を対象に、一律80%を支払った消費税とみなす、つまり売上の消費税の2割を納税すればよい**という制度を3年間限定で導入しました。さらにこれは事前の選択などは不要なので、**みなし仕入れ率80%以下の業種の人は3年間は簡易課税を選択しない方がよい**ということになります。

なお、よく考えるとそもそも**インボイス登録をしない免税事業者に支払った消費税は3年間80%控除が可能**なので、「インボイス値下げ」が行われた場合も理論上消費税の2割値下げされるだけです。結果、特別簡易課税制度は値下げされた場合と同じ負担になるだけですからインボイス登録をするきっかけにはならないはず。財務省が考えそうなケチな制度ですね(笑)

## TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2023/09月号

## 今月のコメント

夏季休暇での事件3つ

①コロナ禍が明け念願の海外旅行へ行っただけが恥ずかしながら esta の偽サイトに引っかかってしまいました…忙しい最中ずきま時間にやったところ見事に騙されました。1人2万円ほどのぼったり手数料で数時間以内に気付いてキャンセルの手続きをとり、とりあえずメールで返金要求を出したところ何とか無事返金されました。まあ本当に詐欺をしてしまうとサイトも閉鎖させられてしまうので一応このような対応はしてくれるようです。泣き寝入りする人やそもそも騙されたことに気付いていない人の報酬で十分やっていけるのでしょう。それにしても検索の一番上に来るのはやめて欲しいのですが、騙される訳がないと高を括っていたので久しぶりに落ち込みました…

②その海外でルールがよく分からず駐禁を切られてしまったのですが、そもそも払いが分からずレンタカー業者やホテルなど少しならい回しにされつつ何とかクレジットカードで払いました。罰金云々よりどうすればいいのかわからないというのが怖かったですね。

③人生で2度目？蜂に刺されました。おそらく蜜蜂だったので予防接種程度の痛みで無事収まりましたが、あまり経験がないので少し焦りました。

## 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email : [okamoto@toeitax.co.jp](mailto:okamoto@toeitax.co.jp)

## 東栄税理士法人